

国土交通省独立行政法人評価委員会 第23回港湾空港技術研究所分科会

平成23年2月14日

【吉永技術企画課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから第23回国土交通省独立行政法人評価委員会、港湾空港技術研究所分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、港湾局技術企画課長の吉永でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の分科会は、来年度から始まる第3期中期目標（案）及び中期計画（素案）を議題に挙げております。

独立行政法人通則法により、主務大臣は中期計画を定め、法人に指示し、この指示を受けた法人は中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないことになっております。

また、主務大臣が中期目標を定めようとするとき及び法人からの申請のあった中期計画を認可するときには、当分科会の意見を聞くものとされております。

中期目標のみでは全体像が見えないため、中期計画についてもご説明させていただき、あわせて議論をしていただきたく存じます。

本日分科会の委員は、6名のところご都合により欠席との連絡をいただいている上村委員及び今村委員を除く4名のご出席をいただいております。

国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に規定されております開催・議決を行うための定足数として、必要な過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第5条に則り、公開となっております。

議事概要につきましては、これまで分科会終了後、数日中に公表しております。また、議事録につきましては、委員の皆様方にご確認いただいた後に公表してまいりました。今回も同じ手順で進めたいと考えております。

次に、配付資料を確認させていただきます。お手元の資料を見ながら確認をいただきたいと思っております。

お手元には、資料1、役員給与規定の改正について、資料2、第3期中期目標（案）について、資料3、第3期中期計画（素案）についてをご用意させていただきました。

よろしいでしょうか。配付資料に不備等がございましたら、議事の間でも構いませんので、事務局までお申しつけ下さい。

なお、資料につきましては、すべて公表の扱いとなっております。

初めに、独立行政法人港湾空港技術研究所、金澤理事長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【金澤理事長】 港湾空港技術研究所の理事長でございます金澤でございます。

ご案内のように、私どもの研究所も1期、2期、10年の研究計画を今年度で達成しようとしております。この10年間の研究の遂行につきましては、さまざまな観点から独立行政法人評価委員会の先生方にご指導を賜り、ご指導に基づいて私どもも臨機応変にそのやる方向性を変えながら、一生懸命やってきました。幸い私どもの研究については順調に推移していると、すぐれた成果を挙げているというふうにご評価をいただけてきたところでございます。

10年たちまして、いよいよ来年から第3期の5カ年計画にかかるということになっております。そういうことを目前といたしまして、研究計画を定め、第3期に向かってしっかりやってまいりたいと思っております。

2期計画の期間につきましては、先生方にも従来からいろいろとご指導賜っておりますから、あえてこの場で繰り返し申し上げることはいたしません。独立行政法人といういわば国の研究所として、国際的に世界と協調しながら、日本を代表して研究を進めていく上で何が重要かという点に重点を置いて研究を進めてまいったつもりでございます。やはり国を代表して世界の研究所といろいろ議論し、それをリードしていくということを考えますと、まず人材をしっかり確保しなきゃいけないなど。これはもちろん我が国でございますから日本人が大層を占めますが、今や国際化しているこのような時代において、国際的な人事交流、研究交流を進めて、国際的な人材が我が研究所にやはり集まってくるような、そういう仕組み、そういう制度をつくっていかなくちゃいけないなど。

そういうことで、各国の主要な研究所との間に人材交流とか研究交流の連携協定を積極的につくっていくというようなことに努力を進めてまいりましたし、それから、国を代表して研究を進めていく、官では、産業界とか大学ではできないことをやはり国がやらなくちゃいけないということを考えますと、特に私どものような土木の自然条件を相手にするよ

うな研究所では、自然状況をちゃんと把握するための調査、現場調査ですね、あるいは、それを再現するための実験施設、こういうものが非常に大事になってまいります。これをやはり国を代表して充実し、保持し、そして、それを運営していくことに重点を置いてまいります。人と、そういう実験施設、そういうものをつくることによって、国際的な、代表的な研究所に育てていこうという思いを込めて、第2期の計画は一生懸命やっております。

それから、国内的なことを申し上げますと、国としてやるべきいわゆる港湾や空港の整備、あるいは、災害からの保全、いわゆる公共事業とか社会資本整備ということを考えますと、国がやるべきものもございまして、地方公共団体がやるものもございまして。あるいは、民間の方々にやっていただくこともございしますが、やはり国がやるべき仕事、それをしっかり私どもの研究所がきちんと支えるという、そういう体制をしっかりとつくっていかうということでやっております。

この成果は、先生方にもごらんいただきましたが、先年1つの例を挙げますと、羽田の空港のオープンというものが行われました。非常に困難な土木的な技術課題を解決して、あの空港の供用を迎えることができたわけでございます。それで、我が国のいわゆる国際的な競争力の強化に大いに役立ったのではないかと考えております。

幾つか申し上げましたが、このような路線を第3期計画においてさらに充実して行って、世界をリードするような研究所になお育てていきたいと思っておりますので、よろしくご指導賜りたいと思っております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

【吉永技術企画課長】 ありがとうございます。

なお、本日は独立行政法人港湾空港技術研究所の幹部の方々にご出席いただいております。大変恐縮ではございますが、お手元の配席表にてご紹介にかえさせていただきます。

それでは、以後の議事の進行につきましては、分科会長であります黒田先生にお願いしたいと思います。黒田先生、よろしくお願いいたします。

【黒田分科会長】 それでは、早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。

先ほど資料のご紹介がございましたが、今日のメインの議事は3つございます。

1番目が役員の給与規定の改正について、2番目が先ほどご説明がございました第3期中期目標について、さらに3番目は第3期中期計画（素案）についてということでございます。

まず、第1番目の議題でございます。役員給与規定の改正についてからご審議を始めた

いと思います。

資料1をごらんいただきたいと思いますが、役員給与の規定は独立行政法人通則法第53条第2項に基づきまして、本分科会に諮るものでございます。

本分科会にて国土交通大臣に対する役員給与規定の改正に関する意見の取りまとめを行いたいと思います。

それでは、役員給与規定の改正について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【石橋技術基準審査官】 技術監理室の石橋と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の1-1をご覧くださいと思います。

まず、役員給与規定の改正ということですが、毎年的人事院勧告に基づきまして給与を改正しているものでございます。

具体的には、公務員と民間企業との格差0.19%を解消するために、月例給及び特別給の改定を行うものでございます。これにつきましては、別紙の2ページ目になりますが、昨年11月29日付で、港空研のほうから国土交通大臣に既に届出がされておりました、既にこれに基づいて実施中というものでございます。

具体的な改正内容としましては、この1ページの表にありますが、基本的に常勤役員、それから、非常勤役員について0.2%から0.3%月例給を引き下げますということと、特別支給、ボーナスに関しましても同様に引き下げるということで、昨年の12月分から適用しているということでございます。

3ページ目以降に具体的な定めを記載している新旧対照表を添付しておりますのでご参照いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、改正の概要でございます。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました資料1-1に関連しまして、ご意見ございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒田分科会長】 特にご意見等ないようでございますので、役員給与規定の改正に関しましては、本分科会として意見なしということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き議事の2番目に移らせていただきます。

第3期中期目標及び中期計画でございますが、先ほど事務局からご説明がございました

が、本日の分科会では平成23年4月1日から始まります第3期中期目標（案）についてご議論を賜って、意見の取りまとめを行いたいと考えております。

あわせて、中期計画（素案）についてもご議論をいただくようにしております。

議事次第に従いまして、まず中期目標（案）について事務局より説明いただき、引き続いて、港湾空港技術研究所より中期計画（素案）についてご説明をいただいた後に、少し休憩を入れさせていただきまして、各委員の方々からご意見を頂く順番で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず中期目標（案）について、事務局からご説明をお願いします。

【石橋技術基準審査官】 お手元の資料の2-1、それから、資料の2-2をご参照いただければと存じます。

まず、資料の2-1に中期目標の概要を書いてございます。

まず、1.のところですが、そもそも中期目標及び中期計画とは何かというものを記載しております。まず、国土交通大臣が中期目標、つまり、次の5カ年でこのように独法を運営しなさいという形の目標を独法に指示しまして、それに基づいて各独立行政法人がその目標を達成するための計画である中期計画を作成して、大臣の認可を受けた上で業務運営を行うということになります。

具体的には、2.のところのスケジュールに書いてございます。今日が実はこの2月14日の港空研分科会というところでございます。ここで中期目標（案）、それから、あと、中期計画の素案に関してご審議いただくということになります。それを受けまして、本日も審議いただいた中期目標を最終的には省内の決裁、財政当局への協議を踏まえまして、3月1日に国土交通大臣から港空研に対して中期目標を指示するという流れになります。

それに基づきまして、実はこの3月2日に港空研から国土交通大臣へ中期計画（案）を提出いただきます。

実際は1日しかあいていませんが、背景としましては、一番下に出ておりますが、来年度からの中期計画は4月1日から始まるというところで、国土交通大臣による中期計画の認可を3月31日までに行う必要があります。これため、事務手続を考慮しまして、このスケジュールになるというところがございます。

ですから、主に3月2日に出てきた中期計画を次回3月11日の次の分科会で議論していただくということですが、実態としては、中期目標（案）、中期計画（素案）について、本日でできるだけご意見なり、ご質問をいただいた上でコメントをいただきたいというところ

ろが実態でございます。

以上が今後の策定手続ということでございます。

具体的な目標の内容でございますが、2ページ目をめくっていただきまして、各中期目標でこういうことを書きなさいというのが通則法に書いてございまして、具体的には中期目標の期間、それから、どういうサービスを国民に対して提供するのかと、具体的には、質の高い研究成果の創出に関する事項、それから、研究成果の活用、普及、人材の確保、育成をどのようにやっていくのかというところが(2)になります。

(3)では、業務運営の効率化に関する事項ということで、戦略的な運営に関する事項、効率的な研究体制の整備、研究業務の効率的、効果的な実施、業務の効率化に関する事項というのが業務運営の効率化に関する事項の中で書くことになっております。

それから、(4)としまして、財務内容の改善に関する事項。

最後に、その他事項ということで、施設・設備、それから、人事に関しても中期目標として触れることになっております。

別紙の資料2では、具体的な第3期の中期目標(案)を左側に、第2期の中期目標を右側に記載している新旧対照表を添付しております。これは後ほどご説明いたしますが、その考え方をまずご説明させていただきます。

まず、研究の重点的实施ですが、社会・行政ニーズや優先度を反映させるということで、国土交通省や政府全体の上位計画などを踏まえまして、安全・安心、それから、環境保全、形成、活力という、3つの研究分野を設定いたしました。その分野を主に研究していただきたいということでございます。

それから、政府において独立行政法人の見直しですとか、業務運営等の勧告を出してございまして、それを踏まえて、国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を念頭において研究開発テーマを重点化するというをやっております。

具体的には、その下に、中期目標における記述というのがございますが、これは後ほど新旧対照表でご説明いたします。

それから、3ページ目に参りまして、事業の適切な審査、評価というところで、勧告の方向性を踏まえまして、複数の独法が類似の研究開発を行っている場合は、事業の再編・統廃合により重複排除を図ってくださいということをやっております。

また、研究開発を進めるに当たっては、外部評価を行ってくださいということをやっております。

それから、次の(3)になりますが、業務の効率的な実施ということに関しては、勧告の方向性を踏まえて、効率的な運営体制を確保するとともに、業務運営コストを削減するということを言っております。

それから、(4)の施設・設備に関する計画では、具体的には、港空研の研究というのは実験施設を用いて行うというものが多くございまして、その関係で、実験施設を多数保有しております。そうしたものの老朽化に対応するために、既存の8施設・装置を順次改修するとともに、港湾施設の戦略的維持管理に資する1施設を新たに整備するということを考えております。これは主に中期計画になります。

それから、勧告の方向性を踏まえて保有資産の必要性に関しても不断に見直しを行うということを行っております。

それから、(5)の人事に関する計画では、国家公務員の給与水準にあわせて削減に取り組むというところで、人件費に関しても同様に対応しております。

それから、最後になりますが、(6)その他では、勧告の方向性の中で、今後国土交通省所管の独立行政法人全体、主に研究法人ですが、研究機関の業務のあり方について検討してくださいということを政府から言われておまして、それに基づいて今後の独法の全体的見直しの議論の中で、それを踏まえて適切に対応するというところを書いております。現段階では特にこれという方向性が決まっているわけではないのですが、今後見直しの議論が固まってきたらそれに適切に対応してくださいということを書いております。

具体的に実際の新旧対照表を用いてご説明させていただきます。資料の2-2を見ていただければと思います。

左側が第3期の中期目標(案)、右側が現在の第2期中期目標になります。前書きのところはほぼ一緒でございます。若干先ほど申し上げた3本柱の主な研究テーマの政策目的のところを少し追加して、明記しています。

中期目標の期間は、来年度から5年間ということになります。

2.のサービスの業務の質の向上に関する事項に関してはほぼ一緒でございますが、下の具体的な研究テーマというのが、右側、前回の第2期の中期目標も3本ありますが、少し具体的研究内容について、構成に応じて入れ替えております。ほぼ一緒なんですけど、例えば、第2期の中期目標においては、「安心して暮らせる国土の形成に資する研究分野」というところの中に、例えば、一番最後のところで、「油流出事故等の人為的災害に対応するための研究」という形でここに入れておりますが、新しい中期目標の中では、それを2番目

の柱の環境保全、形成に移して、ここで対応します。具体的には、「海上流出油や漂流物対策に関する研究を実施する」ということです。これは、例えば、一昨年の夏の台風災害で、流木等が台湾から流れてきて、それを回収するのに苦労したとか、そういう話もございませぬので、少し漂流物対策に関する研究というのを入れていきます。

それから、あと、次の2ページ目に参りまして、3番目の研究分野として、中期目標として少し明記したというところが、「海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究を実施する」と。これは実は第2期中期計画の中の柱、1つの分野としては従来から研究していたわけですが、今後例えば遠隔離島とか、そういうところの整備を始めたりとか、そこでの整備のあり方ですとか、効率的な整備のことについても今後研究する必要が出てまいりますので、そういう海洋空間・海洋エネルギーの有効利用ということも明記したという形になっております。

次の2)の基礎研究の重視というところは特に大きく変わっておりませんが、先ほどの勧告の方向性という中で、民間ではできないことをやりなさいということ改めて言われておりますので、従来からもそうでありましたが、あえて明記したというところが少し変わっております。

3)の萌芽的研究の実施というところは全く一緒でございます。

括弧にあった外部資金の導入というのは、項を移しております。

それから、あと、4)の交流、連携というところはほぼ同じでございますが、先ほどの理事長からのごあいさつにもありましたとおり、研究所が世界の先導的役割を担うという気構えでやってくださいということで、そういう大きな目標も明示しております。

それから、5)の研究評価の実施と結果の公表というところで、ここでも勧告の方向性を踏まえて、研究の重複排除を明記しております。

(2)の研究成果の広範な活用、普及というところはほぼ一緒でございます。

次のページ、3ページ目に参りまして、強調しているところは、行政支援、例えば、整備局が行う事業に対する支援だとか、技術的支援ですが、これも従来から当然やってきたわけですが、やはり今回のいろいろ勧告の方向性とかでも、なぜ独法でなければできないのかというところをいろいろ言われておりますので、行政支援がやはり本分だというところで、そこをあえて明記しております。

それから、前回の中期目標では、非公務員化の話も出ておりましたが、非公務員化に関しては既に対応済みというところで、記述から省いております。

2) の研究の成果の公表は変わっておりません。知的財産権の取得、活用も変わっておりませんが、勧告の方向性とかで自己収入の増大に努めなさいということをおっしゃっておりますので、これを明記しております。

4) の民間への技術移転、国際貢献というところに関しては、項をまとめておりますが、第2期中期目標とほぼ一緒でございます。1点、文言としては「国際標準化活動への支援」というところは、従来も当然実施してきたわけですが、少し明記する形になっているということでございます。

(3) の人材の確保、育成というところもほぼ一緒でございます。在外研究ということを書いておりますが、これも従来から基本的にやってきたところでございます。

次の大きな柱の業務運営の効率化というところですが、ここも(1) 戦略的な運営は変わっておりませんで、(2) の「政策目的や優先度を踏まえて」というところはあえて明記したというところがございます。

次の4ページ目に参りまして、研究業務の効率的、効果的实施というところで、ここでも勧告の方向性を受けまして、研究の重複排除に配慮しつつ実施しますというところを明記しております。

それから、(4) 業務の効率化についてですが、契約の改善状況のフォローアップ等を明記する形になっています。

あと、一般管理費、業務経費に関して、5年間トータルで、前回の中期目標においてもそれぞれ6%減、2%減という目標を掲げておりましたが、今回の中期目標においても同じ目標を掲げるというところで、これは全研究独法共通の目標ということになっております。

それから、従来あった「非公務員化への適切な対応」というのは、対応済みということで省いています。

次の財務内容に関してもほぼ一緒でございます。

その他の事項では、保有資産の見直し、保有資産の必要性の見直しに関しても、これもほかの研究独法共通の記載となっております。

それから、あと、人事に関する計画というところで、ここも基本的には大きく変わっていないのですが、まず、国家公務員の給与水準を反映させなさいというところを書いております。

それから、あと、総人件費に関して書いてございますが、これも全研究独法と同様の書

き振りとするよう指摘を受けておりました。既存の法律で、この行政改革の推進に関する法律という中で、平成18年度から5カ年で5%以上を削減しなさいということになっておりました。アバウトで言うと毎年1%ということになります。平成22年度まではこの法律で決まっているということですが、今後の総人件費削減の方向性というのは、まだ政府全体として具体的な数字ができておりませんので、とりあえず平成23年度は今までやってきたものを継続するということです。これもほかの法人と横並びでこういう記述を書くようにとの財政当局からの指摘を踏まえてこのように記載しております。

最後になりますが、5ページ目のところで、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務のあり方の検討について、今後の独法全体の見直しの議論を通じて適切に対応することで、勧告の方向性を踏まえて書いてあります。

勧告の方向性及び事務事業の見直しの基本方針をご覧頂ければとおもいます。主に参考資料の①が行政刷新会議とかで議論されている中身、参考資料の②が、この委員会のある意味上部機関である政府全体の政策評価独立行政法人の評価委員会、いわゆる政独委からの指摘事項というところで、ほぼ同じような中身になっております。

具体的には、まず参考資料の①からご説明しますと、見直しの背景のところには、今後こういう観点から独法に関しても見直しを行っていきますと方向性に書かれておまして、具体的にはこの3ページ目以降が事務事業の見直しの中身になっております。これは共通事項なのでご説明は割愛します。

それから、5ページ目が不要資産の国庫返納だとか、事務所の廃止ですとか、いわゆる事業仕分けの議論を踏まえたようなことが言われております。

港空研の個別具体的な話というのは、最後の10ページのところに少し出ております。これも特段、特に大きな指摘というわけではないのですが、港空研に関して言われておりますのは、まず、風力発電関係の具体的な利用、研究に関して、海上技術安全研究所において研究しているところから、海技研との連携の強化を図りなさいというところを言われております。

それから、あと、民間や大学ではできない調査、研究に引き続き特化して、重複排除、政策性の必要に乏しい研究の排除を行いなさいというところと、ただ今ご説明しました、国交省の所管する6研究開発法人と国総研の業務のうち、類似性、親和性のあるものについては重複排除を行うとともに、総合的・横断的な視点から事業を実施できるよう抜本的にそのあり方を見直すというところで、大きな方向性はこのように言われております。ま

だ現段階でこのように見直しを検討しますというところは具体的に決まっているわけではないのですが、今後議論を踏まえて対応するということになります。

同様に、参考資料の2では、政独委からの指摘である勧告の方向性でも同様のことが言われておりまして、具体的には、この2ページ目のところが港空研に関する事項になります。

1. のところで、研究業務の重点化、これに関しては、真に必要なものに重点化しなさいというところと、なお書きのところ、国交省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、そのあり方を検討するというところで、今の行政刷新会議の閣議決定とほぼ同じことが言われています。

2. の研究業務の効率的・効果的实施という中では、先ほど風力発電の例が出ておりましたが、ここでは油回収の技術に関して、従来、海技研と共同研究を実施してきたのですが、そういった共同研究ということは今後も引き続きやりなさいというところと、そうしたことを踏まえて重複排除に努めなさいというところを書いてあります。

3 ページ目以下は、全法人にかかる一般的な指摘事項というところで、今回この中期目標を策定するにあたっては、ここで言われていることを反映させる、中期目標の中にも反映させるという必要がありますので、それらの指摘を踏まえた形で少し書き込んでいるというところがございますのでご了承いただければと思います。

以上、大体概略、現段階での第3期中期目標の案をご説明させていただきました。

【黒田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き中期計画の素案について、港湾空港技術研究所からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【石井総括研究官】 研究所の総括研究官の石井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の3の3-1から3-3、並びに、参考資料として新旧対照表等を④、⑤、並びに、第3期中期計画期間における研究概要⑥ということでお配りしております。主に資料3-1から3-3と参考資料の⑥を使いまして、第3期中期計画（素案）の概要についてご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、資料3-1の第3期中期計画（素案）の主なポイントについて、資料3-1を使いましてご説明いたします。

幾つかポイントを挙げておりますが、まず第1点目は、研究の重点的実施という項目でございます。これは先ほど中期目標についてご説明がありましたけれども、安全・安心な社会を形成するための研究、沿岸域の良好な環境を保全、形成するための研究、そして、活力ある経済社会を形成するための研究の3つの研究分野が示されております。

これを受けまして、中期計画におきましては、社会・行政ニーズ、あるいは、重要性・緊急性等を勘案しまして、3つの分野、9テーマに重点をおいて研究を実施するという記述にいたしております。

具体的には、枠で囲っておりますが、安全・安心な社会を形成するための研究につきましては、地震災害、津波災害、そして、高波・高潮災害の、それぞれの防止、軽減に関する研究、続いて、沿岸域の良好な環境を保全、形成するための研究につきましては、まず、海域環境の保全、回復に関する研究、次いで、海上流出油、漂流物対策に関する研究、そして、安定的で美しい海岸の保全、形成に関する研究を実施することといたしております。

また、活力ある経済社会を形成、維持するための研究につきましては、港湾・空港施設の高度化に関する研究、そして、港湾・空港施設の戦略的維持管理に関する研究、最後に、海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究、このように、3つの分野の9テーマで研究を重点的に実施することといたしております。

次に、国内外の研究機関・研究者との幅広い交流、連携については、中期目標でもありましたように、研究所が世界の先導的役割を担うことを目指すということを受けて、国内外の研究者との幅広い交流を図るとともに、連携の強化、推進を図ることといたしております。

3点目の行政支援の推進、強化につきましては、公共事業の実施上の技術的な課題への対応、あるいは、国、地方公共団体等の技術者の指導等の行政支援を積極的に行うという中期目標の記述を受けまして、中期計画におきましては、受託研究の実施、あるいは、国等が設置する技術委員会への研究者の派遣など、港湾・空港の整備等に関する技術的課題の解決に的確に対応するという記述にいたしております。

4点目の研究成果の公表、普及につきましては、中期計画におきまして研究所の港空研報告・資料の定期的刊行、国内外の専門誌への論文投稿やシンポジウム、あるいは、国際会議等での研究発表を奨励するということを記述しております。

また、あわせて、査読付論文数や国際会議での研究発表数を数値目標として設定いたしました。

3 ページに参りまして、その他の項目ですけれども、事業の適切な審査、評価、それから、業務の効率的な実施、施設・設備に関する計画、人事に関する計画をそれぞれ目標の記述に合わせて計画を記載してございます。

それから、4 ページに独立行政法人等における政府の方針への対応についても同様の記述をしてございます。

このようなポイントを踏まえて中期計画を策定いたしました。

具体的な中身について、資料3-2を使って順にご説明をしたいと思います。

本文中、アンダーラインを引いておりますけれども、これは本日の説明のために事務局でつけたものでございます。このアンダーラインに沿って中身をご説明申し上げたいというふうに考えます。

まず、当中期計画は、平成23年4月から28年3月末までの5年間ににおける港湾空港技術研究所の中期目標を達成するための計画でございます。

まず、1.の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置につきましては、第1節として質の高い研究成果の創出を挙げております。

具体的には、まず1)として、研究の重点的实施といたしまして、社会・行政ニーズ及び重要性・緊急性を踏まえ、下記のとおり研究テーマを設定するという事で、先ほどご説明した3つの分野の9テーマを設定いたしました。

また、上記の研究テーマの中で、特に重要性・緊急性の高い研究を重点研究課題として毎年度設定いたしまして、各年度の全研究費に対する配分比率を75%といたしました。

次に、2)ですが、基礎研究の重視というのを挙げております。

こちらについては、自然現象のメカニズムや地盤、構造物の力学的挙動等の原理・現象の解明に向けて積極的に取り組むこと、また、各年度の全研究費に対する配分比率につきましては、25%程度とすることという設定をいたしております。

次に、3番目の萌芽的研究の実施でございますが、これにつきましては、適切な評価と、これに基づく予算配分を行い、推進をすることといたしております。

4)の国内外の研究機関・研究者との幅広い交流、連携につきましては、国際会議の主催や共催、国内外の大学・民間・行政等の研究者との幅広い交流を図ることといたしております。また、これに基づき、連携の強化、推進を図り、関連する研究分野において研究所が世界的な先導的役割を担うことを目指すということといたしております。

最後に、5) ですが、適切な研究評価の実施と評価結果の公表については、研究評価につきましては、研究部内の評価会、研究所として行う評価委員会、そして、外部有識者による評価委員会による3層で、研究の事前・中間・事後の3つの段階において、目的や内容の妥当性について実施をすることといたしております。

また、その際に、国との役割分担の明確化、あるいは、他の独立行政法人等との研究の重複排除を行うことといたしております。

また、評価の各段階において、外部からの検証が可能となるように、評価のプロセスや結果等をホームページへの掲載等を通じて公表することといたしております。

次に、研究成果の広範な活用、普及についてですけれども、まず、行政支援の推進、強化については、国等が抱える技術課題について受託研究を実施するとともに、各種技術委員会へ研究者を派遣するなど、港湾・空港の整備等に関する技術的課題の解決に的確に対応することといたしております。さらに、講演の実施、研修等への講師としての研究者の派遣を行うことといたしております。

具体的には、数値目標として、中期目標期間中に延べ500人程度の研究者を各種技術委員会等に派遣することといたしております。

次に、災害時における国、地方公共団体等への支援につきましては、被災地に研究者を派遣することによって、被災状況の把握や復旧等に必要な技術指導等を迅速かつ適切に行うことといたしております。

次に、2) の研究成果の公表、普及についてですが、まず、研究成果については、研究所報告及び研究所資料として取りまとめ、年4回定期的に刊行することといたしております。また、国内外への専門誌への論文投稿、シンポジウムや国際会議等での研究発表を奨励し、研究成果を国内外に公表することといたしております。

具体的には、査読付論文の発表数を合計620編程度、そのうち、340編程度を英語等の外国語によるものとし、さらに、国外で実施される国際会議においては、中期目標期間中に合計310件程度の研究発表を行うことといたしております。

また、研究成果の幅広い普及を図る観点から、研究所のホームページの内容の充実や、年次報告書を毎年作成するほか、研究所施設の一般公開を年2回実施、また、講演会を年4回以上全国各地で開催することといたしております。

3) の知的財産権の取得、活用につきましては、特許の出願、取得を奨励することにより、研究成果の活用と自己収入の増大を図ることといたしております。

具体的には、特許権を保有する目的、あるいは、申請にかかる費用を十分に吟味しながら、合計で40件程度の特許出願を行うことといたしております。

4) ですが、学会活動への参加、あるいは、民間への技術移転、大学等への協力、さらに、国際貢献について記載をしております。

まず、関連する学会や各種委員会へ研究者を派遣し、連携を強化するとともに、技術的な情報や関係する委員会への研究者の派遣を通じて技術の国際標準化に貢献をすることといたしております。

また、民間企業の技術者等を研修生として受け入れ、そのほか、技術講演を行うなどにより、民間への技術移転の推進を図るほか、大学等の教員としての研究者の派遣や、研究者による大学等での特別講義の実施などを行うことといたしております。

また、具体的な数値目標として、民間企業からの研修生並びに大学等からの実習生を目標期間中に延べ250人程度受け入れることといたしております。

そのほか、外国人技術者を対象とした研修への講師派遣や外国人研究員の受け入れ、あるいは、研究者の海外派遣による技術指導などにより、国際的な技術協力の推進を図ることといたしております。

4ページに参りまして、(3)の人材の確保、育成についてでございますが、まず、任期付研究員制度などの多様な方策により、優秀な人材の確保に努めることといたしております。このほか、研究者を行政機関に派遣して、行政機関等との意見交換や現場の情報収集を行うことを通じまして、研究企画調整能力の向上を図ることといたしております。

そのほか、研究者評価、研究評価等を通じまして、研究者の研究活動についてのPDCAサイクルの形成に努めることといたしております。

次に、2.の業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございますが、まず、戦略的な研究所運営については、経営戦略会議の開催や評議委員会等での議論を踏まえながら、研究所の戦略的な業務運営を推進すること、また、関係行政機関や外部有識者との情報交換、関係行政機関との人事交流など、緊密な連携を図ること、さらに、研究所の役員と職員の間で十分な意見交換を行うことなどを記載しております。

(2)の効率的な研究体制の整備につきましては、研究領域制を基本としたフラットな研究体制への移行、さらに、研究センターを設置することによってチームの枠を超えて横断的に研究に取り組む体制を確保すること。さらに、裁量労働制やフレックスタイム制等の弾力的な勤務体制を継続することなどを記載しております。

それから、(3)の研究業務の効率的、効果的实施につきましては、まず、国内外の研究機関・研究者とそれぞれの知見、技術を活用しながら共同研究を推進することとし、中期目標期間中に延べ250件程度の共同研究、これは外部の競争的資金によるものを含んでおりますが、250件程度の共同研究を実施することとしております。

そのほか、研究資金の配分については、多様な競争的配分制度を活用することとしております。

5ページに参りまして、業務の効率化についてです。ここでは、業務の簡素化、電子化、定型的業務の外部委託等を図ることにより、一層の管理業務の効率化に取り組むこととしております。

このほか、一般管理費として今期と同様に5年間で6%程度の抑制、また、業務経費については同じく5年間で2%程度の抑制をすることとしております。

また、外部有識者による契約監視委員会において、契約された契約に関する改善状況のフォローアップを行うこととしてございます。

以下、予算、短期借入金の限度額等、通則法に基づいて中期計画に定めるべき事項を記載してございます。

6ページに参りまして、その他の業務運営に関する事項について、まず施設・設備に関する計画ですが、中期目標期間中に別表の4ということで、11ページにお示ししておりますが、合計で9つの施設の改修と整備を行うこととしております。これらの施設は研究を実施していく上で必要不可欠なものであり、その維持管理も含めて予算を重点配分するとともに、効率的な運営を行うこととしております。

また6ページにお戻りいただいて、人事に関する計画ですが、こちらは総人件費に関する記述を記載してございます。具体的には、平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に関する取り組みを、平成23年度も引き続き着実に実施をするということとしてございます。

以上が中期計画の素案でございます。

この素案の本文中に出てまいりました数値目標について、少し資料3-3を使ってご説明を申し上げたいと思います。

資料3-3は中期計画における数値目標の考え方として、現行の中期計画と本日ご説明申し上げました次期、第3期の中期計画の数値目標を取り出して比較をしたものでございます。

主な変更点だけをかいつまんでご説明申し上げたいと思います。

まず、研究の重点的实施ということ、重点研究課題に配分する研究費の比率を、現行60%程度に対しまして75%程度というふうに設定をしております。

これは、今期5カ年計画での配分比率がおおむね60%を超えて推移をしていること、また、研究開発テーマをより重点化していく必要があるということから、このような設定をしたものでございます。

それから、この1ページ目の3つ目の項目、行政支援の推進、強化については、派遣する研究者の数を挙げております。これは次期中期計画で延べ500人程度ということで、新しく目標を設定したものでございます。行政支援の推進、強化については、独法の果たすべき役割として今後も引き続き重要となることから、このような数値目標を設定いたしました。

2ページに参りまして、知的財産権の取得、活用について、特許の出願件数を数値目標として定めております。これは、現在の中期計画は50件程度というものでありましたが、次期中期では40件程度という形で数値を設定しております。

これは、次期中期計画期間中は特許権を保有する目的を明確にししながら、特許の登録や保有にかかるコストの削減を行う必要があります。こうしたことから、中身を十分に吟味して、特許出願を絞り込むような形をとることにより、現状の8割程度の40件程度という形で設定をしたいというふうに考えております。

それから、3ページに参りまして、実習生の受け入れの人数と、それから、その下の欄、共同研究の実施件数について、それぞれ現行中期計画では290人、290件程度という数値設定でありましたが、それぞれ民間企業の投資や研究環境の状況を踏まえまして、延べ250人、延べ250件程度と、少しやや下方修正をする形に数値目標を定めさせていただいております。

このほか、一般管理費、業務経費や人件費については、今時の中期計画と同様、6%程度、2%程度、さらに、人件費については5%以上の削減を基本とするという記述にさせていただきます。

それから、最後に、次期中期における研究を実施する中身について、少し簡単に触れさせていただきたいというふうに思います。

参考資料の⑥をお開き願いたいと思います。A4で色刷りでお配りをしてございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目が先ほどご説明した3つの分野で9つの研

究テーマで研究を実施するという、表をお示ししているものでございます。

以下、各テーマごとに主な研究の概要をまとめておりますので、簡単にご紹介をしたいと思います。

まず、2ページ目、地震災害の防止、軽減に関する研究テーマについては、大規模地震発生の切迫性が指摘されている中で、耐震診断でありますとか耐震補強技術、あるいは、耐震性能の照査の技術開発が急務の課題となっております。

こうしたことから、以下の3つのテーマの具体的な中身を考えているところでございます。

まず1点目は、地震災害、あるいは、被害調査、被災モニタリングによる地震被災メカニズムの把握でございます。

これは、港湾地域や空港における強震観測を継続して実施するとともに、地震災害調査を行い、被災メカニズムの解明のための研究を行うものでございます。

3ページ目にまいりまして、左下ですが、地震動予測手法の精度向上に関する研究といたしまして、これは海岸護岸などの大きな延長を有する施設に適した設計照査、性能照査のための地震動設定手法の開発や、広域での地震の非線形挙動が地震動に及ぼす影響に関する基礎的な検討を行うこととしております。

また、地震災害軽減のための地盤と構造物の対策技術の開発については、レベル2地震動に対応したコンテナクレーンなどの荷役機械に対する免震、制震技術の適用に関する研究や、既存岸壁の簡易な耐震性能再評価手法の検討を行うようにしてございます。

以下、1のBですが、津波災害の防災、軽減に関する研究につきましては、津波死者ゼロを目指して、津波災害に対する早期の復旧、復興を可能とする防災技術について研究開発を行うこととしております。

具体的には、地震と津波の複合災害に関する研究といたしまして、昨年度まで整備をいたしてきました新しい地震津波遠心载荷装置、こういう実験施設を使いながら、地震と津波が複合的に作用する災害について、実験で再現することによってそのメカニズムを明らかにしたいというふうに考えております。

このほか、津波災害低減のためのハード・ソフト開発に関する研究や、津波災害シナリオの作成と活用に関する研究といたしまして、津波の浸水予測手法、あるいは、津波による建物や港湾の被害予測を行い、これらを活用して港湾地域の早期の復旧、復興に必要な技術の開発を行う予定にしております。

6 ページ、7 ページですが、高波・高潮災害の防止、軽減に関する研究テーマについてでございます。

近年偶発波浪、あるいは、長周期うねりのような、想定を上回る波高や周期を持った波による被害が数多く発生しております。また、地球温暖化によって平均水位が上昇したり、低気圧の規模が増大したりすることが懸念されます。

こうしたことから、波浪特性、あるいは、波浪による浸水や構造物の被害の実態、メカニズムを、数値シミュレーションモデルの高度化を図ること等により研究を行う予定にしております。

具体的には、沖合波浪観測網と高精度気象波浪推算モデルを活用した沿岸海象モデリングとして、全国各地に国土交通省が整備されておられます波浪計を使った波浪観測に基づいて、その沖波の特性を明らかにするとともに、新たな情報等データベースを整理し、解析をすることを考えております。

また、高潮・高波による沿岸部の被災防止のための設計・施工技術の高度化については、流体、地盤、構造物の相互作用を考慮しながら、これらの変形等を推定するための数値シミュレーションモデルの開発や、地球温暖化に伴う海面上昇、あるいは、台風の巨大化によって生ずる高潮・高波の発生確率の変化を数値シミュレーションモデルをもとに検討することを考えております。

8 ページに参りまして、海域環境の保全、回復に関する研究テーマについては、まず、沿岸の生態系が持つ地球環境の緩和機能の評価に関する研究として、干潟や海藻、藻場等が持っております二酸化炭素の吸収・固定能力に着目して、これらを定量的に評価する手法の研究、さらに、生物多様性を実現するための干潟・浅場の修復技術に関する研究などに取り組む予定にしております。

そのほか、閉鎖性海域の水環境改善技術に関する研究といたしまして、伊勢湾、あるいは、東京湾で実施をしておりますフェリーを使った海域環境データを活用しながら、それらを予測する生態系モデル等と組み合わせた予測シミュレーションの開発等を行っております。今後も引き続き継続して実施をいたします。

このほか、沿岸域の化学物質の管理に関する研究でありますとか、海底境界層における物理・化学過程の解明、あるいは、堆積物管理に関する研究等を実施する予定にしております。

10 ページ、11 ページですが、こちらは海上流出油・漂流物対策に関する研究テーマ

ということで、国土交通省の地方整備局が保有しております海洋環境整備船に必要な技術として、油濁除去技術の高度化、効率化に関する研究、あるいは、それらを支援する技術に関する研究、そのほか海底に沈んでいるごみの回収技術に関する研究を行うこととしてございます。

12ページ、13ページは、安定的で美しい海岸の保全・形成に関する研究です。こちらは、砂浜、あるいは、干潟の変形を引き起こします土砂移動の実態には不明な点が数多く残っていることから、波崎の海洋研究施設などを利用した現地観測、それらの観測結果をもとにした数値シミュレーションモデルの開発を行うこととしております。

具体的には、現地観測を主体とした地形変機構の解明、並びに、数値モデルの解析等の開発を行うこととしております。

14ページ、15ページですが、港湾・空港施設の高度化に関する研究テーマといたしまして、港湾・空港・海岸施設の性能照査技術の開発及び改良に対して、主に地盤に関する課題が多くあることから、その性能照査技術の検討、あるいは、合理的な地盤設計手法の開発に取り組む予定にしております。

このほか、港湾・空港施設の機能向上に関する技術開発として、既設の施設の増深工法の検討や、廃棄物処理場の遮水工の品質管理手法などの検討などを行うこととしております。

このほか、リサイクル技術の推進に関する技術開発や、港湾・空港・海岸施設の機能向上に関する技術開発として、スーパー高規格コンテナターミナルの詳細なシミュレーションを、このシミュレーターを開発し、その定量的な評価を行うこととしております。

それから、16、17ページに、港湾・空港施設の戦略的維持管理に関する研究テーマといたしまして、既存構造物の維持管理のための研究開発を中心に行うこととしておりますが、暴露試験によるコンクリートや鋼材等の長期耐久性の評価や、それらを踏まえた矢板式、重力式係船岸等へのライフサイクルマネジメント手法の展開のための研究、さらには、空港舗装について、走行安全性能に関する性能低下予測手法の構築のために、スリップを防止するために滑走路表面につけられているグルーピングと言われる溝の耐久性評価、あるいは、変形の予測手法を確立するための研究を行うこととしております。

また、港湾・空港施設の点検技術の高度化に関する研究として、地盤、構造物、あるいは、基礎地盤の空洞や変形状況を主に超音波、音響を使った探査により把握する手法の開発、あるいは、データ解析手法を含めた開発に取り組む予定にしております。

それから、最後に、海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究テーマですが、これは海洋基本計画に基づきまして、海洋立国日本の確立を目指し、遠隔離島の活動拠点の整備等に役立てるための技術情報の整備と技術開発を行う予定にしております。

具体的には、遠隔離島周辺におけますリーフ等のリーフ周辺海域における面的波浪分布の把握、あるいは、予測に関する研究、あるいは、沿岸域で風力や波力などのエネルギーを有効に活用するための研究、さらには、海洋開発のために新しい技術開発を行うこと等を計画しております。

以上、非常に大変急ぎ足になりましたけれども、次期中期計画で計画をしております具体的な研究の概要についてご説明をいたしました。

それから、最後に、参考として、ここ10年間の研究所の予算、あるいは、役職員、それから、整備いたしました主な研究施設をおつけしてございます。

以上でございます。

【黒田分科会長】 どうもありがとうございました。

中期目標、中期計画をまとめてご説明していただいたので、私どもは中身をまだ完全に把握できていないということもありまして、少し休憩時間を挟ませていただいた後、議論に移りたいと思います。

【黒田分科会長】 私の時計で今35分ですから、45分まで、10分間休憩ということで、この間に少し質問とか、あるいは、ご意見の整理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、休憩に入らせていただきます。

(休 憩)

【黒田分科会長】 それでは、時間が参りましたので、引き続き分科会の議事を進めてまいりたいと思います。

先ほど事務局からご説明いただきました主に資料2及び資料3に関連しまして、委員各位からご意見を賜りたいと思いますが、まず、中期目標(案)についてご意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

【磯部臨時委員】 書かれていることの確認ということですがけれども、私が見ているのは今資料2-2の左側に中期目標(案)というのがあって、これでいいでしょうか。色を変えてあるのでちょっと見やすいので、1ページ目の下のところに、海上流出油や漂流物対策というのがあって、漂流物対策という言葉ですがけれども、漂流物が最も問題になると

きというのは漂着したときで、問題としては漂着物という問題なのかなという気がしますけれども、これは、漂流物対策というのはそこも含めてという、そういう意味でよろしいでしょうか。

それで、2つあるのでついでに申し上げてしまいますと、次のページ、2ページに、海洋空間・海洋エネルギーの有効利用というのがあって、海洋空間を利用するためには、まず国土があって、その間に領海があったり、200海里があったりということが必須条件だと思いますけれども、そういう意味で、海洋空間に対しては有効な、利用だけではなくて管理というのも利用の中に入っているということでもよろしいのかどうか。

その2つをお願いします。

【黒田分科会長】 事務局からお願いいたします。

【石橋技術基準審査官】 まず、私のほうから答えさせていただきますが、研究のテーマ、研究の具体的な内容に関しては研究所からも補足いただければと思います。

まず1点目、磯部先生がご指摘の漂流物対策のところですが、第一義的に念頭に置いていますのは、先ほど申し上げた、台湾から木材、原木みたいなものが台湾の台風で流れて、台湾から黒潮にのって日本に、鹿児島とか、最終的には和歌山のほうまで流れてまいりました。これが船舶の航行、例えば、旅客船とか高速船が種子島とか走っていますが、その安全性を損なうおそれがあるということで、その流木とか、流木といってもかなり太いものですが、それを私どもの整備局所有の、普段ごみを回収している船でそれを取りにいったということがございました。そのかなり太い流木を効率的に回収するというのがかなり苦労したというところがありまして、それをいかに回収するのかというところ、ある意味機械的な話になるのですが、その技術を一義的にはまず念頭に置いているというところがあります。

一方で、先生が言われたとおり、漂着したものをどのように回収するのかというのもテーマではあるのですが、一義的にはもともとこの研究所のほうで整備局等の直轄で持っていますごみの回収、油の回収を行う船をいかに効率的に運用するのか、如何に回収効率を上げるのかというところをまず念頭に置いて書かせていただきました。

あと、それ以外の漂着というか、海の底に沈んだごみをいかに回収するのかというところも含めて研究テーマかなと思っていますが、研究テーマとかは具体的に研究所のほうから補足いただければよろしいと思います。

【石井総括研究官】 漂着ごみについても少し視野に入れていろいろな研究は実施する

ように考えております。

それから、もう1点ありました海洋管理についてなんですけれども、これは政府全体でいろいろ海洋管理に関する、特に情報を集めるというふうな動きが行われております。

私どもの研究所でも、例えば、波浪データでありますとか、あるいは、特にこの閉鎖性の湾のような環境データ、こういうものを直接測定をしたり、あるいは、解析をしたりということをやっておりますので、そういう意味で研究所もそういう枠組みの中でしかるべき役割を果たしていきたいと、このように考えております。

【磯部臨時委員】 ありがとうございます。

中期目標の文言については、私は特に異論がありませんが、今質問をさせていただいたところも含めて、中期目標にしてしまうと抽象的というか、短く詰めるために抽象的になると思うのですが、港湾空港技術研究所ではいろいろな今までの研究の蓄積というのがあると思うので、いろいろな問題が起きたときに臨機応変に社会貢献ができるようにという意味で研究はぜひやっていただきたいと思っています。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

【來生委員】 よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【來生委員】 ほかのところでも気になっているといいますか、先ほどのご説明ですべての研究独法に共通して記載しているといったなかで、業務の効率化との関係で、今の横長の資料の4ページで、第2期中期目標と違って、外部委託の活用とか、業務の簡素化とか電子化等の方策を講ずることによりと、かなり具体的に何か書いてありますね。私なんかの認識だと、この研究所はすごく1期からかなり先行的に取り組んでいて、後の中期計画との関係でも、まだやるところが具体的に残っているのかなというところが若干心配ですけれども、その点で、民間だと何か景気がよくなると削ったところも膨らんで、また削りしろが出てくるのかもしれないけれども、ずっと一貫してこのところ財政状況その他で削っていますね。本当に何か、制度全体の方針だから書かざるを得ないのかもしれないけれども、どれぐらいやる余地が残っているのかなというところが心配であるとともに、興味深い点だなとも思っていますけれども。

【石井総括研究官】 研究所でございますけれども、外部委託の活用、あるいは、業務の簡素化、電子化と、こうありますけれども、具体的には私どもの研究所の警備業務であ

るとか、守衛さん方の業務であるとかというところを、外部委託等を入れることによってもう少し効率的な対応をしたい、取り組みをしたいというふうに考えております。

【來生委員】 まだそういうところが残っているということなんだ。

【石井総括研究官】 そういうところが若干残っております。

【來生委員】 そうですか。わかりました。

【石橋技術基準審査官】 勧告の方向性等でいろいろ効率化を引き続き求められておりますので、一般論としてはまずこのように書かせていただいて、具体的には若干残っているところをやらせていただくということで対応させていただきたいと思います。

【黒田分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

【北村委員】 よろしいでしょうか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【北村委員】 若干今の件にも関係するのかなと思いますけれども、同じ4ページの人事に関する計画のところ、赤い朱文字で追加されたところですけども、目標水準・目標期限を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに云々ということが新たにつけ加わっております。中期計画でも同じような表現になっているわけですけども、これは具体的にその年度計画や何かに落とし込んだときにどういうイメージなのでしょうか。あまりにその数字的なものの目標を設定するというのも大変なことなのかもしれませんし、設定して、取り組んで、かつ公表するという、その辺のイメージですね。

【石井総括研究官】 研究所でございます。

中期目標、中期計画とも同じ表現にさせていただいております。これは、今の計画が策定されたときには、もう少し国のほうから具体的に、この人件費について、総人件費を抑制するというので、かなり明確に方針が告示しになられておられまして、それに基づいて実は中期計画を、今の中期計画は策定をしております。

今回、私どもの何らかのそういう具体的なお話が国のほうから告示しになれるのかというふうには実は想定をしております、今のところまだそこまでは至っていないということから、このような表現にさせていただいております。

また、人件費については、今の計画は5年間の5%以上ということで、少なくともこれについては平成23年度も引き続き実施をするというご方針でありますので、これについては具体的に今これに沿った対応をさせていただきたいというふうに考えております。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

【黒田分科会長】 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

私のほうから1点だけ発言させていただきたいのですが、資料2-1で、2ページの第3期中期目標の考え方の中の文章の4.のところで、国の上位計画等を踏まえてというところがあるのですが、これは実際の計画の中では文章化されるのかどうかかわからないのですが、国土形成計画、社会資本整備重点計画、それから科学技術に関する基本政策について等々があるわけですが、中期計画の素案のほうには海洋基本計画に則りというご説明がございましたね。ここの文章は海洋基本計画等に入れなくてもよろしいですか。国の上位計画等の中に。

【石井総括研究官】 今回の概要の説明の中では上位計画の例を挙げさせていただいたんですが、具体的な中期目標の本文というか、のほうはあまり具体的に。

【黒田分科会長】 表に出てこない。

【石井総括研究官】 書いていないんで、ちょっと例示させていただいたということだけで、実際はおっしゃったとおり海洋基本計画ですとかも踏まえて、ここに書き込んで、中期計画内の案には反映させているということなんですが、きょうは国としてのいろいろな政策の方向性というところを、最近の情勢というのを、いろいろな最近つくられた上位計画なり法律から引っ張ってきているというところのご説明で、例として使わせていただいただけで、そこは目標自体の本文には出てこないです。

【黒田分科会長】 そうですか。わかりました。では、資料2-1は我々に対する説明資料ということだけでよろしいですね。

【石井総括研究官】 そうです。いろいろな対外的に説明したりとかする際に、この目標をどういう考え方でつくったか、このキーワードをどこから引っ張ってきたのかというところで少し例を挙げさせていただいているというところでございます。

【黒田分科会長】 わかりました。

ほかに中期目標（案）に関連してご意見ございませんでしょうか。

先ほど磯部先生からご指摘があった点ですが、横長の資料2-2の2ページ目ですかね、活力ある経済社会を形成するための研究で、赤で書かれている部分が海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究なのですが、これは、例えば、離島等の国土保全とか管理とかいったことに関する研究は、ここのテリトリーに考えられなくてもいいのですか。

【石井総括研究官】 基本的には含まれる。

【黒田分科会長】 含むべきだと思っておりますが、それはどこを読めばそのように読めますか。

【石井総括研究官】 具体的な研究、研究計画のほう、中期計画のほうを見ていただいたほうがどこに入れるべきか。

国土保全ということになりますと、例えば、中期計画のほうの研究分野の2番目の③で、安定的で美しい海岸の保全、形成というのは少し関連している事項にはなります。研究分野の3の海洋空間・海洋エネルギーの有効利用というところにも関連しているテーマ、どちらにも入るかと思えます。

【黒田分科会長】 そういう分野が中期計画の素案の中に記述されていれば多分問題はないと思えますけれども。

【石井総括研究官】 よろしいでしょうか。

【黒田分科会長】 はい。

【石井総括研究官】 ご指摘の点については、参考資料の⑥で少しご説明を申し上げたんですけども、遠隔離島の活動拠点の整備等に関する、それを支援するための研究については、今のところ海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究の中に位置づけることを考えております。

それで、ご指摘いただいたような離島の保全というようなお話については、現在国の関東地方整備局のほうで沖ノ鳥島、あるいは、南鳥島の活動拠点の整備を現在ご計画ですので、これといろいろと情報交換をやりながら、必要な研究についてはこの中で実施をしたいというふうに考えております。

なお、これらの位置づけについては、重点研究課題というのを毎年度設定することにしておりますので、そこで私どもの年度計画には遠隔離島の活動拠点の整備のための、支援するための研究というような名前で位置づけることを少し今検討しているところでございます。

【黒田分科会長】 わかりました。

どうぞ。

【磯部臨時委員】 今回の件のところは、恐らく重複排除というようなこともあって、この港湾空港技術研究所だけの問題ではないという意味も入っていると思うのであるとすれば、今分科会長も参照していただいた2ページの「有効利用」という言葉がありますけれども、ここは「有効な管理、利用」みたいな、そういう言葉になってくるとちょうど全

体が調整もしやすいし、必要なことをやらなくてはいけないということが出てくるのではないかという気が私はしています。

それだけではなくて、海洋基本計画を考へても、海洋空間の管理というのは非常に大事なテーマでもあるので、ここは有効利用という1本だけで絞って書いてありますけれども、もうちょっと広くとるとすると、ぜひ港空研には利用からちょっと出たような管理というところまでやっていただきたいなという気持ちはあります。

【黒田分科会長】 事務局のほうで何かこれに関連して説明はございますか。

【藤田理事】 本省から頂戴する目標で、今重要なご指摘をいただきましたので、研究所としても、例えば、これが起用できれば、頭のほうを、「海洋空間・海洋エネルギー」じゃなくて、「海洋空間の管理や海洋エネルギーの有効利用に関する研究」というふうにもう書き直したらどうかと思っています。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

中期目標の案の部分の2ページ目のところは、海洋空間の管理、利用ですかね、利用するのはエネルギーだけじゃないですよ。

【來生委員】 まさに空間の利用が遠隔地離島の問題であり、200海里とか、その管理を考えると、使っていないというところが問題になっているところが結構あって、私は「海洋空間と海洋エネルギーの」というようにするだけでも大分何か空間自体が独立して価値になっていくのかなという気はいたしますけれども。

【金澤理事長】 適切な表現はまた考えさせていただきたい、本省と相談しながら考えさせていただきますけれども、私どもとしては、当初は磯部先生がおっしゃいますように、有効利用、利用というところを強調したかったわけです。我が国は国土が狭い狭いと言われながら、海洋を含めると世界で6番目だと。ところが、さっぱり利用していないと。だから、利用をしっかりやっていくということを前面に押し出して、当然利用するからには適切な管理というのは具備すべき条件の非常に当たり前の中に入る話でございますので、利用というものをしっかりやりながら、当然しっかり管理もしていく。管理しない利用はあり得ませんので、そういうのを含めて言葉遣いとして遣っていたつもりなんですけれども、なおそのもう少し管理、利用というものを出したほうが良いというふうになった場合には、そのようにまた相談して、次回の検討会のときにお示ししたいと思いますけれども。

【黒田分科会長】 今のところの1つ前の文章のところには、「港湾・空港施設の高度化や戦略的維持管理に関する研究」とありますから、このところに海洋等の施設も入れる

かどうか、あるいは、後ろの赤いところの文章の中に含めるかどうか、それで少し文章を再考していただけますかね。

【吉永技術企画課長】 中期目標のところについては、本日何らかの意見をいただいて、我々がまとめますので、ちょっとどういう形の意見にするか、あるいは、最終形の仕上がりをどうするかを検討して、あとは分科会長と相談をさせていただきたいと思います。

【黒田分科会長】 よろしく申し上げます。

【來生委員】 よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【來生委員】 何となく私は当たりで書いてあるところがかなり、200海里とか、遠いところを念頭に置いていて、何というのか、まだ管理という体制ができていないような状況のところを念頭に置いてあって、その前の部分というのはかなり近いところとか、それで、段階的な違いというのを設けて、国の体制そのものとして今どうやって200海里の管理に向けて制度構築をしていこうかというような段階で、そこが表現の違いになって出ているのかなというようには理解していたんですけどもね。

【吉永技術企画課長】 現状を申し上げますと、ご存じのとおり、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律が先立つ国会で成立しました。それを踏まえて、港湾局としては、今年度から南鳥島の港湾施設の整備をやっていくということでスタートをさせたという状況にあります。

沖ノ鳥島については、来年度の予算で現地着工が認められていると。整備や管理をするには技術的支援がなければ難しいということで今回こういう目標を掲げて状況でそういった意味では、來生先生が言われたように、今新たな段階に入り出したという状況では、現状を踏まえどのような文言とさせるかということをもう1度考えて、ご相談をしたいと思います。

ただ、「管理」と言うことが、かなり意味があります。我々だけではカバーできないので、例えば、水産分野であるとか、工業分野とか、そういったものとも連携しなければいけないという状況の中で、どういう表現をしたらいいか、もう1度検討して、本日の分科会の意見もいただきながら、整理をさせていただきたいと思います。

【黒田分科会長】 それでは少しこの部分は検討していただくことにさせていただきます。

【石橋技術基準審査官】 すみません、いいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

【黒田分科会長】 中期計画(素案)について、資料3のほうですが、これに関連してご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【北村委員】 よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【北村委員】 これは中期目標とも関係する話ですけれども、見直しの基本方針が出てきて、それが中期目標、中期計画にも入れてある部分で、先ほど言葉が出てきました「研究の重複排除」ということですが、この研究の重複排除ということを一独立行政法人としてどういう観点でコントロールしていくのかということですね。目標には立てたけれども、じゃあ、港空研としてどういう手続なり何なりを経て重複を排除したというふうに判定するかという、その辺はいかがでしょうか。

【石井総括研究官】 研究の重複排除については、1ページ目の適切な研究評価の実施と評価結果の公表というところに記述をさせていただいております。

私どもの研究所では、外部の有識者による研究評価委員会というのを設けておりまして、その中でこの重複についてもチェックをいただくシステムを構築したいというふうに考えております。

また、この研究評価については、私どもの内部の評価会という段階を踏まえて実施をしておりますので、内部でも同様に重複がないかどうかというのはチェックをしたいと思います。

このような形で担保したいというふうに考えております。

【北村委員】 どうも。

【黒田分科会長】 よろしいでしょうか。

【北村委員】 はい。

【黒田分科会長】 ほかにご意見はございませんか。

【磯部臨時委員】 今の研究の重複排除ということですが、研究をするという立場からすると、プロジェクト型の研究というのはそれなりの資源を投入してやっていくの

で、それが例えば国内で2つある、全く同じものが2つあるとかいうのはやはり資源のむだというふうに言わざるを得ないので、重複排除すべきだと思いますが、他方で、港空研でも基礎研究の重視ということを言っていて、基礎研究については、これは研究者が基礎的な研究をやらなくては基礎的な部分を体得できないという面があって、それは、特に若い人なんかは、同じことであったとしても、やはりやってみないとそこがわからないというところは実際にすごくあるんですね。

ですから、文言ということではありませんけれども、やはり重複排除というのは、重点的にはプロジェクト型の研究のことを言っているのものであって、基礎研究については大いに重複をして、若い人たちがそれなりの基礎的な研究をやり、力をつけるというところをぜひやっていただかないといけないのではないかと思います。

【吉永技術企画課長】 研究の重複排除については、先ほどの参考資料の中にありますとおり、幾つかのところから指摘を受けております。その内容を見ますと、先生がおっしゃるとおり、風力発電であるとか、あるいは、油回収技術であるとか、いわゆるプロジェクト的な部分に着目されてそれが重複しているのではないかということでございますので、そういったところについては国の独法が2つ同じことをやっているのはいかがなものかというご指摘でございますので、そこについては、先ほど言ったような形でチェックをしながら、具体的にわかっているテーマもございまして、その辺は連携するなり、あるいは、すみ分けをするなりということをやりたいと思っています。

一方で、先生がおっしゃるような人材育成のための基礎的な部分の研修的な研究、こういったものは当然のことながらそのプロジェクトの研究につながっていくものなので、そこが重複とかという概念ではあまりとらえていないので、ここの表現はこのままにさせていただきたいと思っていますが、当然のことながらベースは必要だというような認識で独法には取り組んでいただきたいと思います。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【來生委員】 数値目標についての考え方の資料の3-3の3ページ目ですけれども、これで1番上と2番目で、特に民間との共同研究とかいろいろな交流を減らすという計画になっていますね。ここの理由として、研究業務のところ、民間企業の投資、研究環境を踏まえて減らしたということですが、私はちょっとよく実態がわかっていないのですが、何となく直感的には、さっき話題になった海洋空間とか海洋エネルギーの有効利用に関する研究というのはまさにこれから本格化するのかな、で、工業法の改正と

か、いろいろなところが今動きつつあって、それはある意味で民間投資を何とか呼び込もうというのと、国と国の主導でやる部分と、将来的にというか、近い将来的にかみ合わせでやるという必要性がすごく海洋空間とかエネルギーの分野で強くなりつつあるというのが全体の状況かなど。新経済戦略とか、そういうところでも取り上げられているというようなこととの関係で、その目標値を下げるということが「投資研究環境を踏まえ」というところにかかっているのでしょうけれども、全体のそういう動きはあってもなかなかこの研究所の研究分野ではそういう民間のニーズというのが増えそうもないと、そういうご認識だということなのではないでしょうか。

【石井総括研究官】 　少し私どものやっております研究所の共同研究あるいは実習生の実態をご説明したいと思います。

　実は民間企業から実習生を私どもに受け入れる際に、ちょっとまことに言いにくい話ではあるんですけども、必要な費用を若干いただいております。月に1人当たり何がしかという金額をいただいております。また、共同研究についても、お互いに私どもの研究所と民間企業とで役割分担をきちんと明確にして、なおかつ、双方でそれぞれの必要な研究業務の費用を支弁すると、こういう仕組みで実施をしております。その意味で、その実習生、あるいは、共同研究の実施件数というのは、今年度はこの290人、290件という目標は達成はしているんですけども、実態としてはこの1、2年、急減をしているという状況にあります。その意味で、若干次期中期については人数、件数とも下方修正をさせていただきました。

　その一方で、今先生がご指摘のように、新たな海洋開発に関する研究等々、必要なものについては、私どもの共同研究等々で公募をする際に、いろいろなテーマを明示した上で公募手続上しておりますので、そういう中で、具体的にそういうテーマを挙げることによって、そういう面での民間からの希望がとといいますか、手が挙がらないということがないようにしたいというふうに思います。

【黒田分科会長】 　よろしいでしょうか。

【來生委員】 　はい。

【黒田分科会長】 　ほかにご意見はございませんか。

　どうぞ。

【磯部臨時委員】 　素案の1.の(3)の人材の確保育成というところですけども、①のところ、「任期付研究員制度など、多様な方策により優秀な人材の確保に努める」とい

うのがあって、これは、例えば、大学にいるような若い人から見ると、任期つきであるということは、任期がないものに比べれば魅力がないということなんですね。という意味で、これは実はもろ刃のやいばでありまして、任期つきであるがために優秀な人材が確保しにくいという側面もないことはないと思います。

しかし、それは任期付研究員制度ということで、弾力性がありますので、そういうことをうまく利用すればいい人が確保できるという面もあると思うので、私の提案としては、多様な方策を適切に活用することにより、ということじゃないかという気がします。任期付研究員が、このまま書いてしまうと任期付研究員をとればとるほどいいという、そういうふうにもちょっと誤解されかねないということがあるので、やはりそれは適切に使うべきだということで、注意すべきだと思います。

【石井総括研究官】 ありがとうございます。ご指摘のとおりこの部分は修文させていただきます。

【黒田分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

私のほうから1つだけ申し上げておきたいのですが、資料3-2の4ページの人材の確保、育成、今議論になっていた部分で、②では研究者評価及び評価等を通じて研究活動についてPDC Aサイクルの形成に努めると、ここは明示的に書いてあるのですが、業務運営の効率化の部分にはそういうPDC Aサイクルというのが全然出てきていないですね。これは研究分野もさることながら、業務運営のほうもPDC Aサイクルを回す必要があるもので、どこかにそういうことが明示的に入ってくる必要があるかなと思うのですが、いかがですか。

【石井総括研究官】 業務の効率化という点では、特に業務実績報告という形で私どもは毎年度取りまとめて、この当分科会でいろいろ評価をいただきながら取り組ませていただいておりますので、その意味ではあえて明示をしていなかったのですけれども、もし明示するとすれば、この分科会での意見等を踏まえながらというのをどこかに明示するようなことになるのかなと思いますが、これについては国の中期目標のほうとの関連もございしますので、ちょっといかがでしょうか。

【來生委員】 よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【來生委員】 私は何となくやはり中期結果が出て、年度計画を立てて、それで、評価をしていくということ自体が、今おっしゃったように、ある意味で、わざわざ言葉で表現

しなくてもそういうサイクルに、少なくとも業務の運営のところについてはなっていて、それとの比較で、研究はどうしても何かそういう視点が若干希薄になりがちだというところで使い分けているのかなという感じはあるのですけれどもね。

【黒田分科会長】 私もこの外部評価の制度を含めて、研究所の運営自体がいろいろな組織でP D C Aとして回っていると思うんですけれども、それをあえてそういう意味でお書きになっていないのか、逆に來生先生がご指摘になった点、研究部分だけは特に強調したいという意味でこうなったのか、その辺、外部の人にわかればいいんですけれども。

【石井総括研究官】 研究者評価及び研究評価については、評価をいただくというものと違うシステムで、研究所の中で回しておりますので、その意味で、來生先生のご指摘のように、ここでは明示させていただいておるところであります。

以上でございます。

【黒田分科会長】 多分これは外部に公表されて、個別の独法の中期計画が対外的に出されると思いますよね。そうすると、独法としてのP D C Aはどういう形で回しておられるんだろうかということが目につく感じではあるのかなと。特に、P D C Aサイクルの形成は研究活動だけでやっているのかというようにとられちゃう可能性があるんですね。我々は具体的な活動内容を知っていますので、P D C Aが十分機能しているということはわかっているのですけれども、これはどういう形で研究所としては組織運営しているかというところで、そのP D C Aサイクルがどういう業務運営組織の中で取り込まれているかというところをどこか記述する必要ではないかなという気がしたものですから、今申し上げます。

【石井総括研究官】 それでは、具体的に言いますと、計画の5ページあたりの(4)の業務の効率化というところがありますので、ここの最後に当国土交通省の業務実績評価に関する分科会でのご意見、あるいは、さらに上部の総務省の政独委による評価というものがありますので、それを踏まえて業務の効率化について適切に対応するというような文言を少し追加するようになりたいと思います。

あと、各独法の対応、計画での記載内容等もちょっと踏まえながら、少し検討させていただければと思います。

【黒田分科会長】 お願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

【北村委員】 よろしいでしょうか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【北村委員】 資料3-3で、一番最初のところで、全研究費の配分が書いてありまして、現行中期計画では重点研究に対して60%以上、基礎研究に対して25%以上ということでアローワンスがありますけれども、今度は75%、25%でぴったり100%になっちゃうんですね。そうすると、アローワンスが非常に少なくなってくる。すなわち、どっちかを伸ばそうというようなことがなくなる気がするんですけども、これを75%、25%にされた理由というのは何かございますでしょうか。

【石井総括研究官】 説明が足りませんでした。重点研究と基礎研究というのはそれぞれ別の事象として取り扱っておりまして、基礎研究の中にも重点的に取り組むものも実はございます。そういうものは重点研究の中でも予算上手当てをするという、そういう整理をしております。そのため、重点研究については75%という目標、それから、基礎研究については25%という数字、それぞれ独立した数字として設定をさせていただいております。

重点的研究については60%程度、75%程度という形にさせていただいておりますが、これは今時5カ年での重点研究の配分比率が60%以上、平均しますと75%前後で推移をしていることを踏まえまして、また研究開発テーマをより重点化すべしという国の方針もありますので、これらを踏まえまして、次期5カ年では75%という数字を設定したところでございます。

以上でございます。

【黒田分科会長】 よろしいでしょうか。

私はそれに関連して質問しようと思ったのですが、従前の現行の数値目標は、5%が数字として遊びがあって、それが萌芽的研究に回されているのかなと思っていたのですが、これであれば研究費配分比75%、25%で、研究費配分としては、萌芽的研究はゼロになっちゃいますよね。

【石井総括研究官】 基礎研究の中でも重点研究に位置づけているものがございまして、その意味でこの75%、25%というのは、予算のあれから言うところとちょっとすき間が別途あることになっております。

【黒田分科会長】 そうですか。

【北村委員】 何か表現が、全研究費の75%、全研究費の25%となっているから。

【石井総括研究官】 共通する、基礎研究でかつ重点研究でというものもありますので。

【北村委員】 そこはダブルカウントされるということ。

【石井総括研究官】 そこはダブルカウントです。

【北村委員】 そういうことですか。

【磯部臨時委員】 確かにそういうのはありますよ。基礎的であって重点であるということとは。

【北村委員】 そのこのところがちょっと見えなかったものですから、単純に足したら100%だな、アローワンスがないなと思ったんですけども、そういうことですね。

【黒田分科会長】 そうすると、萌芽的研究のところというのは、研究費としてはどちらに含まれてくるわけですか。

【石井総括研究官】 萌芽的研究はこの重点研究、基礎研究と別な予算で。

【黒田分科会長】 別枠ですよ。

【石井総括研究官】 はい。別枠で確保しています。

【黒田分科会長】 別枠ということが読めるかな。

【北村委員】 読みづらい。

【黒田分科会長】 読みづらいですよ。だから、「%程度」と書いてあるから、僕はその余りがあるのかなというように解釈したけれども。

【石井総括研究官】 それぞれの研究、この中期計画では研究の重点的实施、基礎研究の重視、萌芽的研究の実施というところは、それぞれ独立した事象という位置づけで記述をさせていただいております。萌芽的研究についても主要な研究ができるように予算のほうはそういう執行をこれまでもしておりますし、これからもする予定でございます。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが。

【黒田分科会長】 本文のほうには「適切な評価と予算配分を行い」と書いてあるものですから、予算配分があるということは読めますけれども、何か75%と25%の関係で読んだらゼロかなと読まれてしまう可能性があるなと思いました。

ほかにご指摘の点はございませんでしょうか。

【來生委員】 よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【來生委員】 数値目標で1枚目の、例えば査読付論文の発表数、これ同じだということですけども、毎年度研究者の数も減っていていますね。どんどん計画が進行して、

1人1人の人がもっと頑張るんだというのは、それはそれで大変立派なことなんですけれども、何となく1人当たりの発表件数は人が減るとかなりきつくなってくるのかなという、特に数値目標はひとり歩きしちゃう可能性があるから、ずっと同じ数を維持するというのは、人の数が同じであればそんなもんだらうということなんですけれども、その点大変になりはしないだろうかという、それでも大いに頑張るといふなら大変結構なことなんですけれども。

【石井総括研究官】 研究発表の数については、実は今回中期計画を策定する際に、うちの所内でもかなり議論いたしました。特に先生ご指摘のように、人件費等の削減もあって、研究者の数が減ってくる中で、どういう目標設定をしたらいいかというところを議論いたしました。

結論としては前回と同様の数字に設定をしておるんですが、1人当たりと、こうしますと、やはり研究所も若い研究者からシニアの研究者までおりますので、その1人当たりの目標の設定もかなり厳しいのかなというふうに考えまして、いろいろ議論した結果、研究所としての総数で設定しようということで、このようにさせていただいたところでございます。

【北村委員】 よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【北村委員】 それとの関連で、たしか英文の論文数が改めて提示されているわけなんですけれども、これを年次計画に落とし込んだときに、1つの方法として5分の1を目標にする、計画にする。そうすると、年度によって5分の1達成できないことがあるかもしれない。5年間ではクリアするけれども、単年度で見たときにクリアできない年度が例えば出てきたときに、その年度というのは目標達成していないという評価をせざるを得ないという問題があるわけですね。

そういうことで、論文全体の数と外国の論文を分けられたというのは何か積極的な理由があるのでしょうか。

【石井総括研究官】 今回外国語論文数の落ち数という形でお示しをしておりますが、実はこれは今時5カ年も同じような表現にさせていただいております。実は今時5カ年の目標設定の際に、やはり外国語論文数については率で設定したらどうかというようなお話もあったやに記憶をしておるんですけれども、そうしますと、日本語の数との問題、母数との問題もありますので、そういうこともあってそれぞれ具体的な数という形で今時5カ

年も設定いたしておりますし、それを踏襲する形で今回も設定をさせていただいております。

【黒田分科会長】 さきほど北村先生がおっしゃったように、年次ごとの計画評価をするときに、その年度達成していなかったら目標達成していないという評価をされてもしようがないということで書いていらっしゃるのか、それを心配しておられたと思うんですね。

【石井総括研究官】 とにかくこの目標数を達成できるように頑張るとというのが、私ども研究所の中での議論の結果でございます。

【黒田分科会長】 ちなみに、参考資料⑥の最後のページに、役職員数の研究職で常勤の方といったら80名ぐらいなんですかね。これを1人当たりで換算すると、1人十何編の査読付論文を出すという、これを達成してこられたこと自体驚異的なのですが、我々大学では考えられないなと思っていましたけれども、それは大丈夫でしょうね。

【藤田理事】 研究所ですが、今石井が説明したように、これは所内でも大激論をやりました。もともとの案には全くすっぱり抜けていた案もあったんですが、議論の結果、きょう研究部長も全員来ておりますけれども、頑張るというんで、それを飲んだということです。

【黒田分科会長】 それを我々委員がとめることはない。

【藤田理事】 それから、外国論文につきましても、あくまでも基本的な研究所の目標の全体を通じて、世界のこの分野の研究をリードするんだということもうたっておりますので、ここも外せないということで取り組ませていただいております。

【黒田分科会長】 すみません、我々が目標を下げる議論をしたらいけないので。

ほかにご質問はありませんか。

【磯部臨時委員】 今まででも現行の数値については取り組まれてきたので、最初に私もだいたひ疑問を呈しましたけれども、ある程度定着してきたということで進めていってもいいのかなという気がしますし、また、やはり論文については当然のことながら数ではないので、その中身というのはそれぞれ3層3段階という評価のシステムも持っているし、必ずしも数値に出ないようなことがあったらそこで議論をすればいいということではないかというように思います。

もう1つついでに感想のようなものを述べさせていただきたいのですが、1.の(2)で、研究成果の広範な活用、普及というところがあって、やはり港空研の使命で最も大事なのはやはり行政支援だろうと私は思っていて、その意味は、基本的に行政が誤らないと

いうためには、基礎的なことがしっかりしていなければいけない。そのために基礎研究を重視していますということがありまして、それがかなり短期的に利潤を上げなければいけない企業の研究であるとか、そういうところとはちょっと違うところだということであると思うし、また、そのアウトカムとして論文が単発で出るということではなくて、それが行政支援に実を結ぶように、全体として総合的にまとまっているということが大事だと思っています。それがもし大学のようなところであると、やはりこの研究所よりはもっともっと、先がとがっていて、そのかわりちょっと単発的というそしりを免れないような、そういうところでも1つ1つが独創的であればいいだろうというところがあると思いますね。

ここはやはり港空研の場合は、それが全体としてまとまって、行政支援に結びついていくということが大事だと思っていて、それは、例えば、で言うと、港空研報告みたいに何か100ページになるような論文がまとまっていて、そこまでまとまると書くほうはほんとうに嫌になるでしょうけれども、読むほうからすると技術体系が1つの体系としてまとまって行政支援に結びついていくという、そういうようなところがあると思うんですね。そこをここに書いてある中でも中身として重視をしていただきたいというふうに私は思っていて、それこそほかの研究機関ではできないことなので、それをよく背景として持った上でこの港空研でなければできないような研究というのをぜひ推進してほしいと思っています。すみません、感想です。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ほかに中期計画に関連してご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほぼ今日予定しておりました時間が参りました。

【吉永技術企画課長】 分科会長、よろしいですか。

【黒田分科会長】 どうぞ。

【吉永技術企画課長】 先生がおっしゃったように、「海洋の開発・利用・管理」という言葉を入れて、管理も非常に大事な要素だということ述べさせていただいた上で、その中で当面この第3期の中期計画ではこの下の文言のように海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究を実施するという形で整理をさせていただければ、先生のご指摘に、意に沿った形の修文ができるのかなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

【黒田分科会長】 いかがでしょう。中期目標の資料の2-2の2ページ目の一番上の

左側で、1行目で下線引きのところがありますが、その文章として「海洋の開発・利用・管理」という文言をここに入れると。それで、朱書きのところはそれを受けた文章としてそのままにしておくという事務局案なのですが、それでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒田分科会長】 それでは、ここの部分は後で修文を私にお任せいただいていたのですが、ただいま事務局からご提案いただいた文章をもって最終案文とするということでご了解いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、中期計画については、先ほどご意見いただきましたところも踏まえて、最終的な素案文を事務局のほうで作成していただき、次回ご審議いただくということにさせていただきます。

本日の議事はこれもちまして終了いたしましたので、マイクを事務局のほうにお返しします。

【吉永技術企画課長】 委員の皆様方、本日は長時間にわたり熱心にご審議をいただき、まことにありがとうございました。

また、議事録につきましては、後日事務局において議事録案を作成した後、委員の方々に送付をさせていただきます。お忙しいところをまことに恐れ入りますが、ご発言内容の確認を後ほどお願いしたいというふうに思います。

なお、本日お配りした資料につきましては、後ほど郵送いたしますので、そのまま机の上に置いていただいて結構です。

それでは、以上をもちまして第23回国土交通省独立行政法人評価委員会、港湾空港技術研究所分科会を終了させていただきます。まことにありがとうございました。

【石橋技術基準審査官】 事務的な補足をさせていただきます。

次回の委員会は、事前にご案内しておりますが、3月11日の15時半から8階の国際会議室で予定しております。次回はこの中期計画の最終的な案、それから、来年度以降の中期計画に基づいた年度評価の評価指標の案という形のを主に議論していただきたいと考えております。

ありがとうございました。

— 了 —